障害者基本計画・障害福祉計画

背景

障害者施策をめぐっては、「支援費制度」が平成 15 年 4 月に導入され、利用者が必要な障害者福祉サービスを主体的に選択するという画期的な制度改革が行われるなど障害者の自立支援、社会参加を促進するための新たな枠組みが構築されたものの、サービス需要が急増する中で、制度運営の持続可能性が懸念される状況が顕在化してきました。

このため、障害者施策をめぐる新たな課題への対応を含め、が提起されています。

平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行されたのに続き、国では「障害者自立支援法（案）」の制定に向けた取り組みが進められており、障害種別を越えてサービスを相互利用できる新たな制度づくりを目指すこととなっています。

これを受けて、「障害福祉計画」を策定することが義務づけられ、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と一体的な策定が求められています。

◎全国共通の制度である支援費制度に係るサービス提供の地域格差の解消と持続可能な制度運営の確保

◎ライフステージの各段階で不連続となってしまう、さまざまなサービスの連続性の確保（施策・サービスの相互調整の必要性）

◎精神障害者に対する支援サービスの整備充実、あるいは高機能自閉症や ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）などの発達障害、高次脳機能障害への総合的支援

◎自立支援と社会参加促進の視点からの教育、就労、住まいなどの広範な施策への配慮と相互連携

◎ノーマライゼーションの真の定着と地域福祉活動の拡大の必要性

★　発達障害者支援法
（平成 17 年 4 月施行）

―ねらい―

○発達障害の定義と法的な位置づけの確立
○乳幼児から成人期までの地域における一貫した支援の促進
○専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
○子育てに対する国民の不安の軽減

★　障害者自立支援法（案）

―障害者自立支援法の概要―

○障害者の福祉サービスを「一元化」
○障害者がもっと「働ける社会」に
○地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
○公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
○増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
・利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
・国の「財政責任の明確化」

Copyright(c) 2005 GYOSEI INSTITUTE，All Rights Reserved

視点

視点１ 障害者（児）の自立と社会参加の実現に向けて～“自分らしい生き方”を体現できる地域自立生活支援システムの構築と新市としての一体感ある「共生のまちづくり」への取組みのために

視点２ 第三者評価と施策総合化の視点の取り込み～『第三者評価』と『施策総合化』の視点からの障害者（児）の生活全般に係る現行施策の評価分析と、社会資源の活用に立った計画づくり

視点３ PDCA サイクルの確立を見据えた実効性ある計画づくり、目標を共有し実践する行動指針となる住民にもわかりやすい計画づくり

ステップ

本計画は、次の調査ステップに沿って策定します。

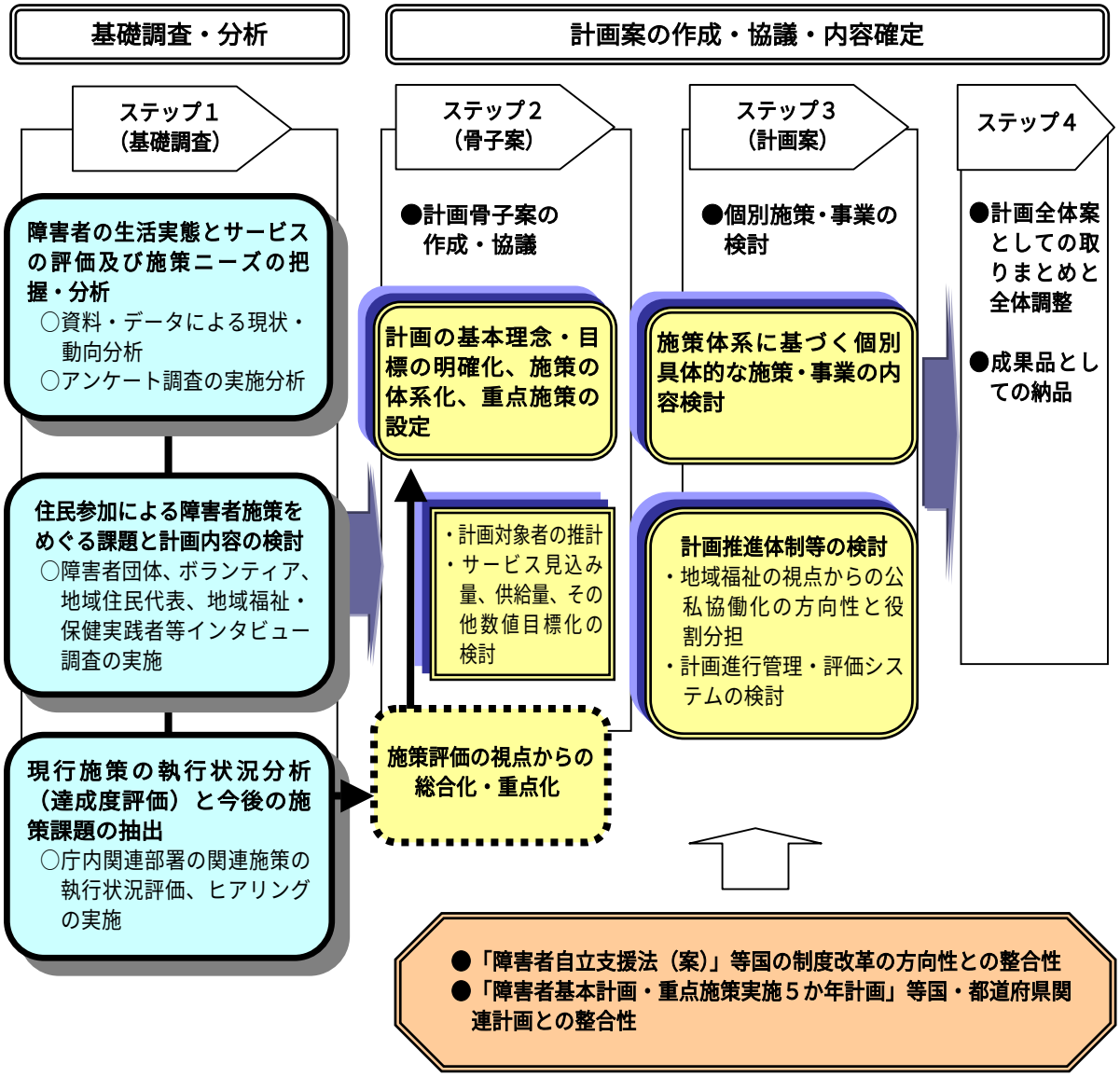

Copyright(c) 2005 GYOSEI INSTITUTE, All Rights Reserved